



## 月60時間を超える時間外労働の割増賃金が引き上げ 25% → 50%

### 【労働時間の考え方】

原則1日8時間、1週40時間を超えて労働した場合、超えた時間は法定外残業となり割増賃金の支払い義務があります。

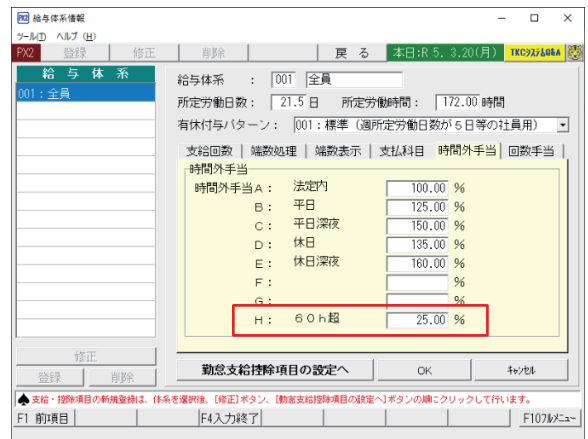
引き上げとなる時間が労働の60時間超は、労務だより第20号でもお知らせしたとおり、法定外残業と所定休日の合計をカウントします。週に1日の法定休日（例：日曜日）の労働時間は含めません。

施行日の令和5年4月1日以降の支給分から引き上げの対象になり、4月1日から累計して60時間を超えた場合に50%の割増が必要です。

所定労働日、時間、割増率など就業規則の改訂が必要ですので、この機会に一度見直してみましょう。

TKCの給与システム(PX)では、時間外手当の「H」に60時間超の25%が設定されています。

例えば平日に70時間を超える時間外労働があった場合、「時間外手当B：平日」（割増率125%）に60時間「時間外手当H：60h超」（割増率25%）に10時間と入力すると10時間にかかる割増率は合計で150%となります。



## 雇用調整助成金等をふりかえって ~R5年4月1日以降の要件~

令和5年3月31日をもって雇調調整助成金の特例措置（コロナ特例）と緊急雇用安定助成金の申請が終了となりました。全国の雇用調整助成金（特例）と緊急雇用安定助成金の支給決定実績は下記の通りです。

期間	支給申請件数（件）	支給決定件数（件）	支給決定額（億円）
令和2年度累計（～R3 3/31）	3,078,648	2,967,401	31,555.04
令和3年度累計（R3 4/1～R4 3/31）	3,120,860	3,126,547	23,488.83
令和4年度累計（R4 4/1～R5 3/24）	1,698,469	1,771,310	8,422.87

（厚生労働省 HP 参照）

令和5年4月1日以降の休業については、支給要件を満たせば通常制度で雇用調整助成金は申請可能です。主な支給要件は以下の通りです。

- ☑ 生産指標の確認は、直近3か月と前年同期と10%以上低下していることを比較します。
- ☑ 雇用保険被保険者数と受け入れ派遣労働者数の直近3か月の平均値が、前年同期に比べ10%を超えかつ4名以上増加していないことが必要です。（中小企業の場合）
- ☑ 最後の休業等実施日から1年経過している必要があります。
- ☑ 計画届の提出は不要です。（令和5年6月30日までの間）
- ☑ 残業相殺は行いません。（令和5年6月30日までの間）
- ☑ 短時間休業の要件を緩和します。

※上記の他にも、コロナ特例とは異なる要件がありますので詳細は厚生労働省 HP を参照ください。

**助成金**

# 介護保険制度のしくみについて

人間誰しも年を重ねて介護が必要になってきます。介護が必要な人を社会全体で支え合う制度です。この制度平成12年にできた制度で生まれて23年になります。

## 加入者は

65歳以上の人は「第1号被保険者」です。  
サービスを利用できる人「介護が必要である」と市に認定をされた人（＝要介護認定）

40才～64才の人は「第2号被保険者」です。  
老化との関係がある病気（特定疾病）により介護が必要であると市に認定された人。

〔特定疾病〕老化との関係がある疾病、要介護になる可能性が高い疾病で（がんりウマチからパーキンソン病まで）16の疾病が指定されています。

## 保険料のきまり方

① 第1号被保険者(65才以上の人)の保険料  
所得に応じた負担になるよう基準額を中心に  
14段階に分かれています

② 第2号被保険者

- 市の国民健康保険に加入している人  
(所得割+均等割+平等割)などです。
- 職場の健康保険等に加入している人  
給与の多少による等級に介護保険料率に乗じて保険料額を計算します。

## 保険料のきまり方と納め方（第1号被保険者）

※年金額が年額 18万円以上の方は年金から差引きで納める（納付が困難なときは減免制度もあります）

※年金額が年額 18万円未満の方は納入通知書や口座振替となります。

生活する上で何か困ることができたら介護保険サービスの利用を検討しましょう。必要な支援の度合によって利用できるサービスは異なりますが「地域包括支援センター」や「区役所の長寿保険課」の窓口で相談しましょう。

[介護保険サービス利用の流れ](#)については次号に続けます。

# お知らせ

## ◆社会保険料率・雇用保険料率の改定

【社会保険（静岡県）】

令和5年3月1日より介護保険料が0.18%上がります。3月分（4月支給）の給与から控除する社会保険料の変更をお願いします。

【雇用保険（全国）】

令和5年4月1日から事業主負担と従業員負担分ともに雇用保険料率が各事業0.1%ずつ上がります。4月分の給与から控除する雇用保険料率の変更をお願いします。

※お手元に発送される圧着ハガキにて、雇用保険料率や雇用保険の適用要件、事業所の被保険者数等をご確認下さい。

## ◆なかむら労務だより発行の変更

今まで年4回発行させていただいておりました「なかむら労務だより」を年3回（4月号、8月号、12月号）の発行とさせていただきます。今後ともよろしく願いいたします。

